

議案第 9 号

岩倉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岩倉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年岩倉市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「84の項」を「86の項」に改める。

別表に次の2項を加える。

85	市制50周年記念事業審査会委員	日額	7,450円
86	路上喫煙等規制条例検討委員会委員	日額	7,450円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。